

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十三条第十六号及び第五十五条の第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項第二号中「次条第一項第三号」の下に、「第一条の十」を加える。
第一条の十五を第一条の十六とし、第一条の十四を第一条の十五とし、第一条の十三を第一条の十四とする。

第一条の十二の前の見出しを削り、同条第二号中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改め、同条を第一条の十三とし、同条の前に見出しとして「第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送」を付する。

第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とし、第一条の九の次に次の一条を加える。

（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）
第一条の十、法第五条の第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

別表第一の四第二十三号イ中「六十度」を「六十度」に改める。

別表第一の六中「第一条の十、第一条の十一」を「第一条の十一、第一条の十二」に改める。
別表第一の七中「第一条の十」を「第一条の十一」に改める。

附則

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百八号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十三号を第百十四号とし、第八十七号から第百十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。

八十七 N-ヒドロキシ-N-フェニルオクタジアミド（別名ポリノスタット）及びその製剤

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令

御名 御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第三項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の二十第二項第一号ただし書、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第二十九条第四項、第三十三条第二項、第五十八條第三項第一号ただし書（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十六條第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）
第一条の十、法第五条の第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

3 障害者自立支援法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する同法第五十八條第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者であつて、特別対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。))が手当金等の交付を受けたものを含む。その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間に係る障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定障害介護医療等(指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。))から受けた当該指定に係る療養介護医療(第三項において「指定障害介護医療」という。))又は基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。))若しくは基準該当施設(同号ロに規定する基準該当施設をいう。))から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。))第三項において同じ。以下同じ。のあつた月の属する年度(指定障害介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)とあるのは「平成二十二年」と、同項第三号中「指定障害介護医療等のあつた月の属する年の前年(指定障害介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定障害介護医療等のあつた月の属する年の前年」とあるのは「同年」と、若者が指定障害介護医療等とあるのは「若者が指定障害介護医療等(指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。))から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。))若しくは基準該当施設(同号ロに規定する基準該当施設をいう。))から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。))をいう。以下同じ。」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

4 障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であつて、特別対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(同項の申請に係る障害者(同法第四十一条に規定する障害者をいう。))にあつては、その配偶者に限る。))が手当金等の交付を受けたものを含む。その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間に係る障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度(補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)とあるのは「平成二十二年」と読み替へた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
第二条 (児童福祉法施行令の特例に関する経過措置)
第一条 第一項の規定は、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援(次項において「指定施設支援」という。))のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額について適用する。
第二条 第一項の規定は、指定施設支援のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害児施設医療負担上限月額及び児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

(介護保険法施行令の特例に関する経過措置)
第三条 第二項第一項の規定は、介護保険法第二十三条に規定する居室サービス等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における高額介護サービス費の額について適用する。
2 第二項第二項の規定は、介護保険法施行令第二十一条の二第二項に規定する介護予防サービス等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における高額介護予防サービス費の額について適用する。
(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)
第四条 第三項第一項の規定は、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額について適用する。
2 第三項第二項の規定は、障害者自立支援法第五十八條第一項に規定する指定障害福祉サービスのあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。
3 第三項第三項の規定は、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項第二号イに規定する指定療養介護医療等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。
4 第三項第四項の規定は、障害者自立支援法第五十九条第十九項に規定する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

府令

○内閣府令第三十一号
内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)第三十八条第四項の規定に基づき、沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十三年七月一日
内閣総理大臣 菅 直人
沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令
沖繩総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「うち石油」の下に「及び可燃性天然ガス」を加え、「石油代替エネルギー」を「化石エネルギー」に改める。
第二十二條第十一号中「記名国債証券の交付」を「国債」に改め、同条第十四号中「第二十二條及び」を「第二十二條」に改め、「第十七條」の下に「及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二十四条の三第二項」を加え、「第三十四條第二項」の下に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三條の二第一項」を加える。
附則
この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行の日(平成二十三年七月七日)から施行する。
○内閣府令第三十二号
金融庁設置法(平成十年法律第三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十三年七月一日
内閣総理大臣 菅 直人
金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令
金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「審判手続室」を「国際室」に、「三人」を「二人」に改め、「人事調査官一人」の下に「監査専門官一人」を加え、同条第四項を次のように改める。
4 国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 金融庁の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
二 金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。
三 金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(628)を(633)とし、(464)から(627)までを(469)から(632)までとし、(463)を(467)とし、その次に次のように加える。

(468) ビス(五)メトキシニール(S)―(四)メトキシニール―(五)ジメチルピリジンニールメタンスルフィニール―(H)ベンズイミダゾールニール(別名エソメプラゾール)、その塩類及びそれらの製剤
別表第一の二第六号中(462)を(466)とし、(457)から(461)までを(461)から(465)までとし、(456)を(458)とし、その次に次のように加える。

(459) (N・N)ビス(ニ)〔ビス(カルボキシメチル)アミノ〕エチルグリシナト(五)〔亜鉛酸(三)〕三ナトリウム(別名ペンテト酸亜鉛三ナトリウム)及びその製剤
(460) (N・N)ビス(ニ)〔ビス(カルボキシメチル)アミノ〕エチルグリシナト(五)〔カルシウム酸(三)〕三ナトリウム(別名ペンテト酸カルシウム三ナトリウム)及びその製剤
別表第一の二第六号中(455)を(457)とし、(267)から(454)までを(269)から(456)までとし、(266)を(267)とし、その次に次のように加える。

(268) 五(二)R―(二)〔五・六〕ジエチルニ―(三)ジヒドロ―(H)インデンニ―(ニ)イル
アミノ―(一)ヒドロキシエチル―(八)ヒドロキシキノリンニ―(二)H―(一)オン(別名インダカテロール)又はその塩類の製剤であつて一個中五(一)R―(二)〔五・六〕ジエチルニ―(三)ジヒドロ―(H)インデンニ―(ニ)イルアミノ―(一)ヒドロキシエチル―(八)ヒドロキシキノリンニ―(二)H―(一)オンとして一五〇度以下を含有するもの
別表第一の二第六号中(265)を(266)とし、(60)から(264)までを(61)から(265)までとし、(60)の次に次のように加える。

(60) 八(二)R―(三)アミノペリジンニ―(一)イル―(七)〔ブターニ―(一)イル〕―(三)メチルニ―(四)メチルキノリンニ―(ニ)イルメチル―(三)七(七)ジヒドロ―(H)プリンニ―(六)ジオン(別名リナグリブチン)及びその製剤
附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。
平成二十三年七月一日

厚生労働大臣 細川 律夫

平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等については、介護保険法施行規則の臨時特例に関する省令

第一条 要介護被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下「法」という)第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この項において同じ。であつて、平成二十二年六月

四日から平成二十四年三月三十一日までの間(以下「特例対象期間」という)に平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等(以下「手当金等」という)の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。以下この項において同じ)を受けたことにより介護保険法施行規則(平成二十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の五第一号又は第四号に該当しない者となることにつき市町村(特別区を含む。以下同じ)の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特別居宅介護サービス費の支給を受けた者に限る)は、同条の規定にかかわらず、当該手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間、法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者とみなす。

2 居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下この項において同じ)であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。以下この項において同じ)を受けたことにより介護保険法施行規則第九十七条の三第一号に該当しない者となることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特別介護予防サービス費の支給を受けた者に限る)は、同条の規定にかかわらず、当該手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間、法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者とみなす。

3 要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下この項において同じ)であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。以下この項において同じ)を受けたことにより介護保険法施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する同令第八十三条の五第一号又は第四号に該当しない者となることにつき市町村の認定を受けている者は、同条の規定にかかわらず、当該手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間、同法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者とみなす。

(市町村の認定)
第二条 前条各項の規定による市町村の認定を受けようとする者は、それぞれ、次に掲げる事項(同条第二項の規定による市町村の認定を受けようとする者にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く)を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一 当該申請に係る事由を有する旨
二 氏名、性別、生年月日及び住所
三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の種類及び所在地
四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日
五 被保険者証の番号

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項(前条第二項の規定による市町村の認定を受けようとする者にあつては、前項第一号に掲げる事項に限る)を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。
 4 市町村が第一項の申請に基づき行った認定は、介護保険法施行規則第八十三条の六第四項の規定による認定とみなし、同項から同条第十項まで、第八十二条の七及び第八十三条の八の規定を適用する。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

国土交通省令第四十九号

国土交通省令第四十九号
 国土交通省組織令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百三十三号）の施行に伴い、並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七條第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三條第二項及び第二十七條第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 国土交通大臣 大島 章宏
 平成二十三年七月一日
 国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成二十二年運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

「都市・地域整備局長」を「国土政策局長」に、「自動車交通局長」を「自動車局長」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

国土交通省令第五十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに国土交通省設置法及び国土交通省組織令（平成二十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 国土交通大臣 大島 章宏
 平成二十三年七月一日

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
 目次中「国土計画局」を「国土政策局」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に、「第四十三條の二」を「第四十三條の四」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「河川局」を「水管理・国土保全局」に、「自動車交通局」を「自動車局」に改める。
 第六條第一項中「並びに企画調整官及び総務調整官それぞれ」を「企画調整官九人及び総務調整官」に改める。

第十一條第二項第二号中「都市・地域整備局、河川局」を「都市局、水管理・国土保全局」に改め、「総合政策局」の下に「及び土地・建設産業局」を加える。
 第十一條の二の見出し中「及び運輸安全調査官」を「運輸安全調査官及び安全防災対策官」に改め、同条第一項中「一人及び運輸安全調査官」を「二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「企画調整官」の下に「のうち一人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

第十一條の二に次の一項を加える。

7 安全防災対策官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保及び交通に関する防災に関する事務で重要事項に関するもの（総括に関する事務を助ける）。

第十六條の見出しを「土地収用管理室及び交通安全対策室」に改め、同条第一項を次のように改める。

総務課に、土地収用管理室及び交通安全対策室を置く。

第十六條第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「技術安全課」を「大臣官房」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項から第二十四項までを削る。

第十七條の見出しを「政策調査室及び政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く」に改め、同条第一項を次のように改める。

政策課に、政策調査室及び政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

第十九條の見出し中「並びに国土環境政策企画官」を削り、同条第一項中「並びに国土環境政策企画官」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「国土環境政策企画官の所掌に属するものを除く」を「交通に関するものに限る」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「国土環境政策企画官の所掌に属するものを除く」を「交通に関するものに限る」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条から第二十三条までを次のように改める。

第二十条 官民連携政策課に、政策企画官二人及び政策調査専門官一人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2 政策企画官は、命を受けて、官民連携政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

3 政策調査専門官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策のうち中長期的な事項に係る専門的なもの企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務を分掌する。

（物流環境政策室並びに国際物流政策企画調整官、物流渉外官、総合物流施設企画調整官及び国際複合物流企画調整官）

第二十一条 物流環境政策室並びに国際物流政策企画調整官、物流渉外官、総合物流施設企画調整官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く。

2 物流環境政策室は、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（政策統括官の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

3 物流環境政策室に、室長を置く。

4 国際物流政策企画調整官は、国際物流（国際的に行われる貨物流通をいう。次項において同じ。）の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（政策統括官の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

5 物流渉外官は、国際物流に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

6 総合物流施設企画調整官は、物流施設（倉庫、貨物自動車ターミナルその他の貨物流通に関する施設をいう。）に係る業務の総合化及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

7 国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であつて、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官、事業総括調整官及び交流連携事業調整官）

第二十二條 公共事業企画調整課に、施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官四人以内並びに事業総括調整官及び交流連携事業調整官それぞれ一人を置く。

2 施工安全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 直轄事業の施工方法（安全の確保に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。

